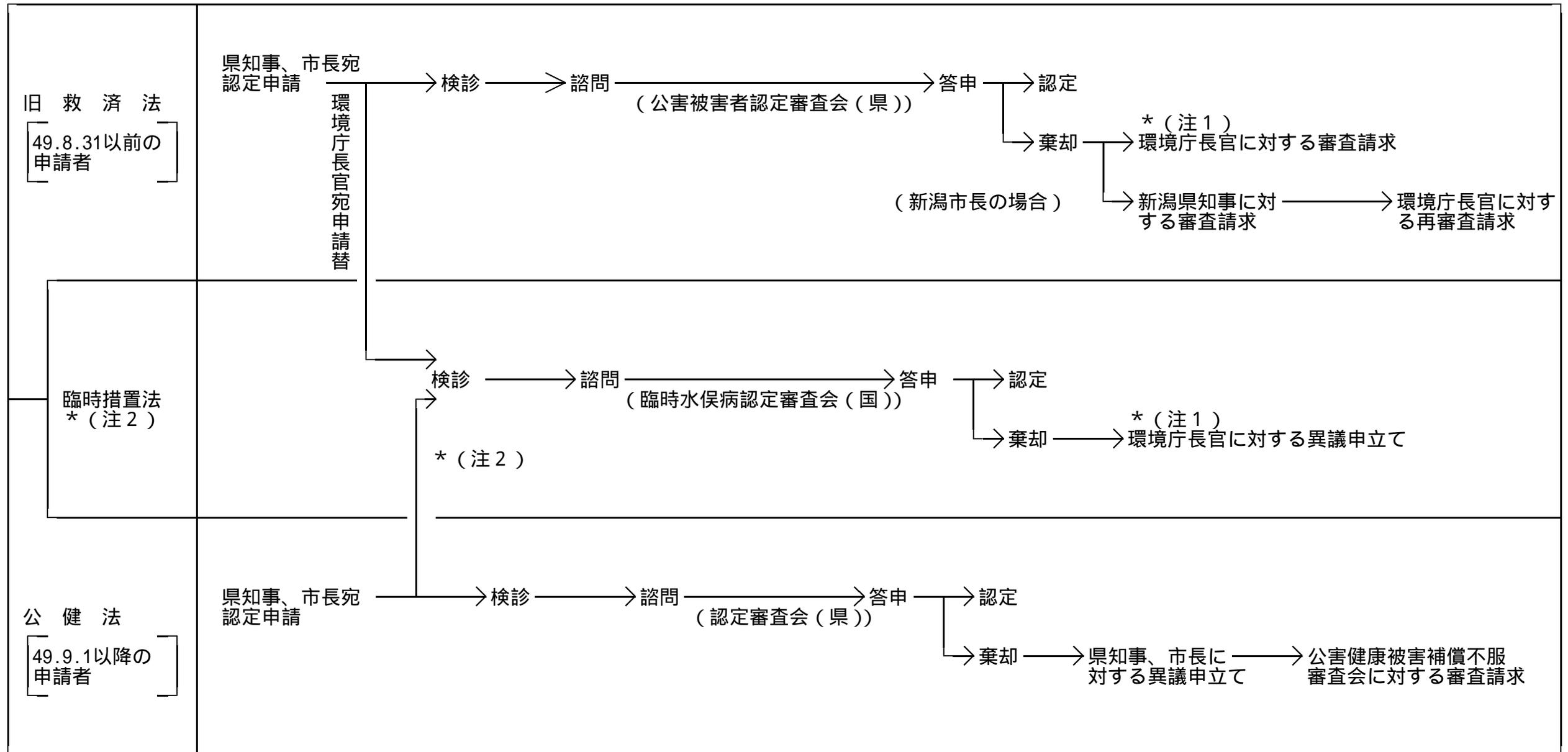


水俣病認定業務の仕組み



臨時措置法	= 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法	(公布) 昭和53年11月	(施行) 昭和54年2月
旧 救 済 法	= (旧) 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法	(公布) 昭和44年12月	(廃止) 昭和49年9月
公 健 法	= 公害健康被害の補償等に関する法律	(公布) 昭和48年10月	(施行) 昭和49年9月

* (注1) 平成13年1月6日以降においては、環境大臣。
 * (注2) 法改正により公健法で昭和62年8月31日以前に申請した者で未だ処分を受けていない者についても平成8年9月まで臨時措置法の対象者となっている。